

子どもに関する基本法および 新たな省庁創設への提起

甲斐田万智子

キャンペーン共同代表

認定NPO 法人 国際子ども権利センター代表理事

文京学院大学教員

子どもに関する新たな省庁創設の議論にあたって



子どもに関する新たな省庁

- 0～18歳未満のすべての子どもを対象にすること
- 財源と人員の確保
- 総合的・包括的調整を行うための十分な権限の付与
- 当事者である子どもの意見を聴き、子どもに関わる立法や政策に適切に反映させる仕組みを持つ
- 子どもの権利（条約）の啓発の推進
- 子どもに関するデータの一元的な集約と影響評価
- 設置法において子どもの権利条約を基盤とすることを明記

独立した子どもの権利 擁護・監視機関

- 0～18歳未満のすべての子どもを対象にした制度
- 独立した立場で調査し、子どもに関わる政策・立法について勧告する権限を持つ

子どもの権利（子どもに関する基本法）

国連子どもの権利条約を基盤とした総合的な法律の制定

4つの一般原則：差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重（意見表明・参加）

子どもに関する新たな省庁創設や子どもに関する基本法に関して5つの点を要望

1. **子どもの権利条約**等に掲げられた子どもの権利の実現を総合的・包括的に推進するための機関であることを明確にすること。
 - 子ども最善の利益、子どもの意見の尊重の原則を反映
 - 子ども基本法で、独立した子どもの権利擁護・監視機関の設置について定める
 - すべての分野・すべての子どもに関する施策を対象とする。
2. 子どもの最も身近なおとなである親・保護者が子どもの権利を十全に守っていけるようにするため、**親・保護者のエンパワメント**の視点を基調とすること
 - 特に親・保護者等による子どもへの指示や指導は子どもの**権利行使を支援**できるようにエンパワーする。
 - 子どもが自分を責めたり、自己責任と感じたりしないように親の能力を高めるように国が税制、諸手当、十分な住居、労働時間などに介入する。
 - ◆ 子どもの声「多くの子どもたちが、自分のせいで自分を含めた周りが辛い思いをしている。自分はダメな存在なんだ、と自己嫌悪に陥り、自信をなくしてしまっています。」
(4月22日開催の院内集会「包括的な子どもの権利保障を！」での高校3年生の発言)

広げよう！子どもの権利条約キャンペーンの要望

3. 総合的・包括的調整を行うための十分な**地位**、**権限**および**予算**を保障するとともに、「**子どもの権利影響評価**」のような手続を導入すること。
 - 例えば、子どもに対する暴力撤廃に向けて、縦割り行政を超えて、権限をもった省庁のもと、問題を総合的に捉え、子どもの権利の視点に立った取組みを行える体制が必要。

4. **国連・子どもの権利委員会への報告、勧告のフォローアップ**等を任務のひとつに位置づけること。
 - 子どもの権利条約の報告制度を活かすために、国連子どもの権利委員会に①定期的報告、②日本政府に出された勧告（総括所見）のフォローアップ③委員会が作成する条約を補完する一般的意見やガイドラインの普及
 - 例えば、子どもの性交同意年齢（13歳）が低すぎることは、2004年から国連子どもの権利委員会などにより度々勧告されてきた。グローバルスタンダードでは、中学生と性交をすることは性的搾取にあたることを踏まえ、もっと早くからフォローアップすべきこと。

広げよう！子どもの権利条約キャンペーンの要望

5. **子どもの意見表明と参加**を積極的・制度的に推進していくこと。

- 子どもは自分に影響がおよぶすべての事柄に意見を表明する権利があるという権利（子どもの権利条約第12条意見表明権）があまりにも軽視されている。

例：ブラック校則を文科省が見直すよう通知。しかし、児童生徒の意見を考慮したり、子どもの権利に基づいて見直しということではなく、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて。

- 子ども自身、親、教員、子どもに接する専門職、一般市民に参加の権利を広く知らせていくこと
- 意見を聴くだけでなく、その意見を真剣に受けとめ、正当に重視し、誠実に対応する。
- この意見表明と子ども参加の仕組みづくりを検討・推進する。
- 子どもに関する基本法、その他の法律を制定する過程、子ども庁のような機関がつくられる過程においても子どもの意見を聴いていく。

子どもたちの声

「私は特にこの「参加する権利」がいちばん最初に守られるべき軸なのではないかと思います。

なぜなら、この権利が守られなければ、いくら子ども自身が「守られる権利」や「恐怖にさらされずに生きる権利や育つ権利」があるということを知っていたとしても、**「参加する権利」を知らなければ暴力やいじめなどを受けたときに抵抗することができないからです。**

(4月22日開催の院内集会「包括的な子どもの権利保障を！」での中学3年生の発言)

子どもの権利が守られているかどうか確認する仕組みを作ることについて2つの提言

「1つ目は、子どもの権利条約が守られているかどうか監視・救済することを目的とした、国や学校などの権力から**独立した公的機関**をつくることです。**国連からも何度も指摘されている**ことでもあります。いじめホットラインや虐待SOSなどだけでなく子どもの権利全般に対する機関が必要なのです。

2つ目の案は、学校やフリースクールなどの教育現場に、子どもの権利に詳しい第三者を置くということです。行きすぎた校則や子どもの意見が尊重されない状況を見直し、**子どものための教育現場**をつくる必要があるのではないのでしょうか。スクールカウンセラーだけでなく学校からの影響を受けない子どもの権利擁護を専門とする人たちを配属すべきだと思います。」

(4月22日開催の院内集会「包括的な子どもの権利保障を！」での高校3年生の発言)